

開会	事務局長	ただいまから令和元年度第11回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者はいません。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中14名の出席でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
	議長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■委員にお願いいたします。
第1号議案	議長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員によります現地調査を行っています。■■■■推進委員報告をお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-30について報告します。場所は■■■■より■■■■の場所へあります。1月21日に■■■■委員と私と譲受人の■■■■とで行うことになっておりましたが急に病院に行くことになって私と■■■■委員の2人で現地調査を行うことになりました。申請農地の譲り渡し人は高齢で足が弱っておられて電動シニアカーを利用して移動するような状態であります。そのためこの畑が作れないということなんで耕作困難であり、この傾斜がきついのでこのままでは雨で土が流される恐れがあるということで譲渡に踏み切られたということになります。譲受人は経営面積の規模拡大をしたいということで現況写真を見て頂くと上に家が映っておられますがこれが■■■■の家です。写真の右側に石垣がありますがここから今映っていませんが■■■■の家が建っています。添付書類も全部揃っておりますので何ら問題はないと思われれます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当委員による現地調査を行っています。■■■■

		推進委員報告をお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■です。受付番号4-14について報告します。場所は■■■■から■■■■ほどの場所へあります。1月20日に■■■農業委員と申請人であります■■■■のお母さんと現地を調査しました。この場所は水源が乏しく40年以上農地として利用していないということでした。建物が建っていたんですが地目が変更されていないことが判明されたので始末書と一緒に書類を提出されています。問題はないものと思われます。審議をよろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。
	■番	今の説明の中で建物があって始末書を出したというのがありますが地図で見ると見えないということ撤去されたということでしょうか。
	事務局長	この土地については撤去されたあとでございます。
	■番	農業委員の■■■です。最初の航空写真は建物が映っていたんですが1月の下旬にこの建物は撤去されております。補足ですがすでに他の人ですがこの写真の左側にもソーラーパネルがすでに設置されているように思いますので良いと考えます。
	■番	分かりました。■■■■他の人のソーラーがあって■■■■に今から建てるんでしょ？
	事務局長	そうです。
	議長	航空写真は2、3年前に撮った写真で多少現況写真とでは状況が変わっておることもご承知おき頂きたいと思えます。
	事務局長	■■■■の方角から現況写真は撮っています。
	議長	他にございませんか？無いようでしたら採決に移らせて頂きたいと思えます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議長	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。5-60について■■■推進委員報告をお願いします。
	■番	■■■■地区の■■■です。受付番号5-60について報告します。場所は■■■です。■■■から■■■■のところにあります。調査日は1月27日に■■■農業委員と申請者の■■■■の■■■さんと現地調査を行いました。現状畑となっておりますが草が生えたら草を刈っているという現状です。ソーラー発電をするということで調査をしました。現場で境界がはっきりしないということで立ち合いでしっかり

		わかるようにしてくださいをお願いをしました。
	議 長	ありがとうございました。続きまして5-61の案件について■■■推進委員をお願いします。
	■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号5-61について報告します。場所は■■■から■■■に■■■直線距離であります。近くに■■■という■■■があります。■■■の場所にあります。調査日時は1月20日、農業委員の■■■さんと申請人の■■■は留守だったので2人で調査しました。譲渡人は5年ほど農業を全くされておらず荒れた状態になっておられました。本人に確認したところ今後とも農業をするつもりはないということで太陽光パネルの■■■に譲渡するという事になったそうです。農業振興地域になっております。ただいま除外の手続きを行っておるところでございます。予定としては2月中旬ころ下りる予定となっております。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。
	■番	■■■です。農振除外の話が出ました。確認なのですが何月に出たのでしょうか。年に2回だったと思うのですが。
	事務局	年2回でしてこの筆につきましては昨年の9月に受付をしております。現在、手続き申請中でございまして来月中には許可がおりることになっております。
	議 長	ただいま農振除外の話がでましたが農振除外につきましては町が許可をしましても県の許可が必要になりますので町が受け付けたら県の方へあげて県の許可が下りて初めて農振除外が完成をするということですのでご承知おきを頂きたいと思っております。他にございませんか？無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございまして申請通り許可することとします。
第4号議案 第5号議案	議 長	議案第4号「農用地利用集積計画について」、議案第5号「農用地利用配分計画の内容確認及び意見聴取について」関連でございますので一括説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	議 長	これは同じような面積だが■■■は並びの土地ということ？
	■■■	説明が不足してすみません。■■■としておりますがこれは地籍調査の成果では一筆となっております。この大きな一筆を利用権設定で二分割するために運用上で利分分筆という取扱いがありましてこの中で■■■を■■■ということさらには枝番を付けてそれぞれに利用権設定

		をするという事務的な整理をさせて頂いているところでございます。
	議 長	大きな土地にしていますね。1町3反ほどあるところですね。今まで何を作られていた？
	■	現況としては畑のようなところではあるんですが主に牧草をされていたところだと思います。元々、酪農をされている方でして飼育する建屋は別のところにあるんですがその周辺でまとまった土地で地目上は山林になっているようなんですが地籍調査で現況調査をしたら畑であったということでこのほど畑としての登記がされる予定ということで成果をもらっているということでございます。
	■番	今もあったように約一町分の土地を分けるということになると雨が降った時など大変多くの水が集まるところがあるんじゃないかなと思うんですがそういうところは排水溝を作るとか指導みたいなのところがあるんですかね？
	■	この農地につきましては中間管理機構をこの度經由して■、■の方へお繋ぎしてその後県の事業で基盤整備をします。その中で水量計算などできると思いますので整理ができると思います。
	■番	町の指導ではなく県のほうがきちんとやってくれるよということで理解しても宜しいでしょうか
	■	県の補助金を使わせて頂きますので県のほうで設計審査のほうも行いますので手続き的には問題ないと思います。
	議 長	完全フラットですか？
	■	現況はフラットに近い農地ですけども■をする前には何らかの傾斜をつけて整備をされるというふうに思われます。
	議 長	他にございませんか？
	■番	農業委員の■です。9-1の利用権設定の期間が19年11か月、借りる側が19年と10か月になっていますがこれは何か意図がありますか？
	■	今の委員のご質問なんですけど、まず集積計画の議案なんですけどこちらが9-1と9-2でございます。こちらが19年と11か月となっておりますがこれについては本日の農業委員会での諮問による結果を受けて町で公告という手続きを行います。公告の手続きを今月のうちに実施をする予定でして借り受けの期間を公告日の翌日ということで設定させて頂こうと思って事務の手続きになっています。これを今月の31日に公告をして2月1日からの契約期間を発行する手続きをしようと思います。この次の5号議案については1か月ほど遅れた日程になっているのではないかとご指摘だと思います。こちらについてはまず町での公告を行った後に公告が完了しましたということと本日の配分計画、第5号議案の審議の内容を農地中間管理機構に報告をします。報告をした後に農地中間管理機構である一定の期間、意見照会をする期間を設けてその後に県報での告示をされます。県の告示がされた後にこの配分計画が有効になるということでしてその期間を見込んで1か月程度の遅れた期間での配分計画の始まりの始期、契約の始期として整理をさせて頂いているものであります。ですから実際に公

		告が行われる日は2月27日と限らないのですがそれを見込んでの整理とさせて頂いておりますので実際に配分がされる日というのは現段階では確定していないということになります。以上です。
	■番	分かりました。ありがとうございました。
	議長	他にありませんか？
	■番	■番■番です。基盤整備は2月28日以降にするということですね？この申請は1月に出ていますが、本来は中間管理機構に渡って基盤整備が決まってこの二人の方が利用権を受けてやるということなので1か月早いのではないですか？
	■	基盤整備のほうは令和2年に実施をしますので農地中間管理機構の転貸が終了した後に整備は行います。この契約の期間中に整備をして作付けを行います。
	■番	2月28日以降に基盤整備するのでしょうか？その前に中間管理機構に預けるのが2月1日からというのだがここで公告出すのでしょうか？公告出す時点ではまだ決まってないのでしょうか。すでにここで■と■が公告の前の段階で名前が載っているのではないかと。
	■	少しお話が戻るかもしれないんですが本日の議案第4号で土地の所有者さんが農地中間管理機構に預けますよという町の公告を本日の農業委員会での諮問を受けて異議なきということで回答を受けましたらまず町の公告をします。町の公告の結果、これは所有権さんが中間管理機構に預けますよということについて承認を頂いたことで公告をするもの第5号議案についてはその公告が整ったであろう後に中間管理機構から本日提案させて頂いている2名が配分を受けることについての意見照会ということで第5号の意見照会の内容と第4号による公告をしましたという内容をつけて中間管理機構に報告をします。町からの報告を受けて中間管理機構がある一定の期間を設けて縦覧期間を設けて県の公告の準備をします。県の公告が整った後に配分が実行されるということで現段階では第5号議案を確定したものであるということでご承知おき頂ければと思います。
	議長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。議案第4号「農用地利用集積計画について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
	議長	議案第5号「農用地利用配分計画の内容確認及び意見聴取について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後4時47分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和2年2月25日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>